



やまとの安全

令和5年8月17日
奈良県警察本部
生活安全企画課
(犯罪抑止対策室)

あなたの保険金が見える...

災害に便乗した犯罪に注意!!

自然災害の後には、それに便乗した悪質商法や保険金請求を巡るトラブルが発生しています。

悪質商法

- 手口
- ① 修理しないと大変なことになるかと突然被害者宅に押しかけ工事を実施
 - ② 無料点検で不安をあおり工事を契約
 - ③ 応急処置のみで現金を受け取り音信不通になる
 - ④ 修繕を目的に法外な料金を請求



「屋根のネジが外れています」「屋根の修理が必要です」「屋根の瓦が盛り上がってます」等、修繕箇所があるかのように言葉巧みに、被害者に近づいてきます。

家屋の修理を依頼する際は、独断で判断せずに、家族等と相談してから、冷静に判断しましょう。

「保険金で直せる」に注意!

自然災害の後、保険金請求を訪問やインターネット広告、SNS等で勧誘する業者とのトラブルが発生しています。

- 事例
- ① 災害で被害を受けたところ「修理と保険の請求を全てこちらで行います」等言われ、修理と保険金請求を業者に依頼したところ、高額の手数料を請求された。
 - ② 以前から家屋の一部が壊れていたところ、災害でも家屋の一部が壊れた。業者から「修理に保険が見える、一緒に経年劣化で壊れたものも保険で修理できる。」等言われ、うその保険金請求を依頼した。

※記載した事例は、一般社団法人日本損害保険協会ホームページから引用

勧誘されてもすぐに契約することなく、まず加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。

経年劣化による損傷と知りながら、災害による損傷と申請するなど、ウソの申告による保険金を請求することは絶対にやめましょう。

